

平成28年 6月23日

宗像市議会

議長 吉田 益美 様

建設産業常任委員会

委員長 小島 輝枝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

第66号議案 宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

田熊地区地区計画の都市計画変更を行ったことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

地域包括ケアシステムを構築し、良好な環境の医療・保健福祉施設の形成と保全を図るため、建築物の用途制限等を設定するものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第67号議案 工事委託契約の締結について

東郷駅駅舎及び自由通路改修工事を施行することについて、工事委託契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 契約の目的 東郷駅駅舎及び自由通路改修工事
- 2 委託契約額 5億7,070万円
- 3 契約の相手方 福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦
- 4 工事概要 (1) 自由通路増築及び改修工事
・エレベーター 1基
・エスカレーター 2基(上り専用)
・階段工 1式
・附帯工 1式
(2) 駅舎改修工事 1式
(3) 公衆用トイレ 1式
- 5 工期 契約効力の発生日の翌日から平成29年6月30日まで

【意見】

(賛成意見)

- ・赤間駅また東郷駅利用者のより細かい分析調査をしていただくよう要望する。
- ・東郷駅日の里口の駅前広場の完成で市民の関心も高くなってきている。東郷駅は世界遺産の玄関口となるため、バリアフリー、ソフト面も含め一体的に取り組んでほしい。

- ・赤間駅利用者の調査をしていないことが気がりである。ハード面、ソフト面をしっかりと調査して、今後、工事を行っていただきたい。
- ・東郷駅北口の名称が宗像大社口に変わり、世界遺産の玄関口として大切に考えるのなら、バリアフリー対策も含め、下りのエスカレーターが無いのは非常に気がりである。見直しも含め検討することを要望する。(反対意見)
- ・赤間駅に下りのエスカレーターを設置しなかったのは判断ミスだったと思う。東郷駅のリニューアルは世界遺産登録を想定したものであり、観光客が増える前提である。高齢者等の利用も考慮すると、下りのエスカレーターを設置しない議案には反対する。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 68 号議案 宗像市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

東郷駅南口第 1 自転車等駐車場の名称を変更することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像市東郷駅南口第 1 自転車等駐車場の名称を宗像市東郷駅日の里口第 1 自転車等駐車場に改める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 69 号議案 宗像市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について

東郷駅南口自動車駐車場の名称を変更することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像市東郷駅南口自動車駐車場の名称を宗像市東郷駅日の里口自動車駐車場に改める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 70 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

大島辺地における公共的施設の総合的かつ計画的な整備の促進に関し、世界文化遺産登録に係る来訪者対策調査結果を受け、計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 箇年計画である。対象事業は、ハード整備のみで、100% が辺地対策事業債の対象となり、借入額の 80% が交付税算定の基礎に算入される。

- 2 大島地区の事業計画の変更は、世界文化遺産登録に向け、来島者増加に伴う環境整備として、①大島ガイドダンスセンター開設、②島内観光施設整備、③御嶽山展望台整備、④Wi-Fi（無線LAN）スポット整備、⑤世界遺産紹介サイン看板整備事業などが追加された。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第71号議案 宗像市過疎地域自立促進計画（大島地域）の変更について

本市における過疎地域の自立促進に関し、世界文化遺産登録に係る来訪者対策調査結果を受け、計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市過疎地域自立促進計画（大島地域）は、平成28年度から平成32年度までの5箇年計画である。対象事業は、ハード整備、ソフト事業ともに100%が過疎対策事業債の対象となり、借入額の70%が交付税算定の基礎に算入される。
- 2 事業計画の変更は、世界文化遺産登録に向け、来島者増加に伴う環境整備として、①大島ガイドダンスセンター開設、②島内観光施設整備、③御嶽山展望台整備、④Wi-Fi（無線LAN）スポット整備、⑤世界遺産紹介サイン看板整備、⑥島内交通システム整備、⑦来訪者おもてなし事業などの追加、見直しが行われた。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。